

知泉会会則

第1条（名称）

本会は、一般社団法人発明推進協会 知泉会（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を発明推進協会 知的財産情報サービスグループ内に置く。

住所：〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-1-1

第3条（目的）

本会は、会員相互の交流、相互研鑽を通じて会員の能力向上を図ると共に、知的財産（知的資産）経営の視点から企業の成長発展を支援し、ひいては我が国の産業及び経済の発展、国民生活の向上に資することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・相互研鑽等会員の能力向上に関する事業
- (2) 各種セミナー、講演会、研究会等、人材育成に関する事業
- (3) 知的財産権、知財経営（知的資産経営）に関する普及啓発・相談・指導、及び、経営支援等に関する事業
- (4) 発明推進協会の事業に協力する事項に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（一般社団法人発明推進協会との協力）

本会は、第3条の目的を達成するため、一般社団法人発明推進協会の事業に協力するものとする。

第6条（会員と入退会手続等）

- (1) 会員は、本会の趣旨に賛同し、意欲的に活動する意思を有する人を対象とする。
- (2) 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、本会の承認を得るものとする。
- (3) 退会する場合は、退会届を事務局に提出することにより退会することができる。また、本人死亡の場合は退会したものとみなす。
- (4) 会員が、本会の信用失墜や名誉棄損行為、社会的な違反行為を行った場合、

会員資格を停止又は剥奪するものとし、その決定は本会の機関により行う。

第7条（会費）

会費は、本会对し総会において別に定める額の会費を納めなければならない。但し、本会が行う事業により定常的な収益が得られる場合は、会費の無料化を講じるものとする。

第8条（役員）

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長、事務局副長 各1名
- (4) その他、会計、監査役、等の役員を必要に応じて置くことができるものとし、その決定は本会の機関により行う。

第9条（役員の仕事）

- (1) 会長は、本会の会務を総理し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長、事務局副長は本会の企画及び事務全般を担当する。

第10条（役員の仕事）

会長、副会長、及び事務局長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

第11条（役員の仕事）

役員の仕事は、2年間とする。但し、1回の再任を妨げない。

第12条（役員の仕事）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会（定期又は臨時）の決議により、これを解任することができる。

- ①心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ②その他解任に相当する事項が認められたとき。

第13条（総会）

本会の総会は、会員を持って構成し、毎年1回定期総会を開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - ①会則、事業等の改廃
 - ②事業計画並びに収支予算及び決算
 - ③本会の解散
 - ④役員を選任及び解任
 - ⑤その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 総会の議長は、会長がこれに当る。
- 4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。但し、役員解任、及び、会の存続に関する事項は会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行われなければならない。

第14条（役員会）

役員会は、会長、副会長、事務局長・副長を持って構成する。但し、会長は、必要に応じ、オブザーバー（議決権無し）を選任出席させることができる。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 3 役員会は、毎事業年度終了後2カ月以内に事業報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- (1) この会則は、平成25年5月21日から施行する。
- (2) この会則は、平成31年4月1日に改訂する。